# 平成二十年における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令 （平成二十一年政令第四十一号）

#### 第一条（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

次の表の上欄に掲げる災害を激甚じん  
災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

###### イ

秋田県雄勝郡東成瀬村

###### ロ

岩手県奥州市及び宮城県栗原市

###### ハ

岩手県一関市

###### イ

高知県安芸郡安田町

###### ロ

石川県鳳珠郡能登町、長野県北安曇郡小谷村、和歌山県田辺市、徳島県海部郡美波町及び高知県安芸郡馬路村

###### イ

京都府与謝郡伊根町

###### ロ

富山県南砺市及び石川県金沢市

###### イ

和歌山県新宮市

###### ロ

宮崎県東臼杵郡美郷町及び沖縄県八重山郡与那国町

###### ハ

三重県尾鷲市、志摩市及び北牟婁郡紀北町、徳島県吉野川市、大分県佐伯市、宮崎県東臼杵郡諸塚村並びに鹿児島県薩摩川内市及び奄美市

###### 一

この表に掲げる区域は、平成二十年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。

###### 二

平成二十年九月二十九日から十月一日までの間の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第十五号（同年九月二十四日に北緯十二度三十五分東経百三十六度三十分において台風となった熱帯低気圧で、同年十月一日に北緯二十九度五十五分東経百三十度二十五分において温帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。

###### 三

平成二十年九月十二日から同月十九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第十三号（同月九日に北緯十六度四十分東経百二十五度四十分において台風となった熱帯低気圧で、同月二十一日に北緯三十五度東経百五十二度五十分において温帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。

#### 第二条（都道府県に係る特例）

前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚じん  
災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

# 附　則

この政令は、公布の日から施行する。

##### ２

次に掲げる政令は、廃止する。

###### 一

平成二十年岩手・宮城内陸地震による岩手県奥州市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十年政令第二百二十二号）

###### 二

平成二十年七月二十七日から同月二十九日までの間の豪雨による富山県南砺市及び石川県金沢市の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十年政令第二百七十二号）